

ダイナースクラブカード／TRUST CLUBカード会員規約

■改定内容一覧

2025年6月1日改定

現行の条番	現行の項番	改定後の条番	改定後の項番	現行	改定後
8	-	8	6	新設	<p>第8条(代金の支払い)</p> <p>6.当社がご利用代金明細書を交付した場合、本会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。但し、電磁的方法でご利用代金明細書を交付した場合、または当社判断により、手数料を免除する場合があります。</p>
8	6	8	7	6.本会員が前項のご利用代金明細書の通知を受けた後、14日間以内に当社に対し異議の申し立てをしなかった場合、ご利用代金明細書の内容に異議がないものと取り扱うことができるものとします。この場合、本会員は、ご利用代金明細書に記載された代金につき、当社に対し、支払義務を免れる旨の主張または返還請求をすることができない場合があります。	<p><u>7.</u>本会員が本条第5項のご利用代金明細書の通知を受けた後、14日間以内に当社に対し異議の申し立てをしなかった場合、ご利用代金明細書の内容に異議がないものと取り扱うことができるものとします。この場合、本会員は、ご利用代金明細書に記載された代金につき、当社に対し、支払義務を免れる旨の主張または返還請求をすることができない場合があります。</p>
8	7	8	8	7.本会員は、当社に対し、ご利用代金明細書の再発行を依頼できるものとします。ただし、ご利用代金明細書の再発行は申請月から遡り6ヶ月以内のものに限ります。また、この場合本会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。	<p><u>8.</u>本会員は、当社に対し、ご利用代金明細書の再発行を依頼できるものとします。ただし、ご利用代金明細書の再発行は申請月から遡り<u>12ヶ月以内</u>のものに限ります。また、この場合本会員は、当社の定める所定の手数料を支払うものとします。</p>
8	8	8	9	8. 本会員が加盟店の提供する会員向けオンラインサイトにカード情報を登録し、当該サイトへのログイン時等に使用するIDと入力したパスワードが一致していた場合、正当な利用者によりサービスが利用されたものとみなし、利用代金は本会員の負担となります。	<p><u>9.</u> 本会員が加盟店の提供する会員向けオンラインサイトにカード情報を登録し、当該サイトへのログイン時等に使用するIDと入力したパスワードが一致していた場合、正当な利用者によりサービスが利用されたものとみなし、利用代金は本会員の負担となります。</p>

ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約

■個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

2025年6月1日改定

現行 の条番	現行 の項目番	改定後 の条番	改定後 の項目番	現行	改定後								
2	1	2	1	<p>第2条(個人信用情報機関への照会、登録および利用)</p> <p>1.会員等(家族会員を除きます。以下、本項において同じ。)は、当社が本規約に係る取引上の判断を行うに際して、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該個人信用情報機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者をいい、以下総称して「当該機関」という)および当該機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携機関」という)に照会し、会員等および会員等の配偶者の個人情報(当該機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、提携機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等、電話帳記載の情報および貸金業協会から登録を依頼された情報を含み、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含む)が登録されている場合には、会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当社がこれを利用することに同意します。</p>	<p>第2条(信用情報機関が保有する信用情報の利用、および信用情報機関への信用情報の提供)</p> <p>1.会員等(家族会員を除きます。以下、本条において同じ。)は、当社が本規約に係る取引上の判断を行うに際して、会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号等、住所、等)を、当社が加盟する信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該信用情報機関に加盟する事業者(以下「加盟事業者」という)に当該情報を提供することを業とする者をいい、以下総称して「当該機関」という)および当該機関と提携する信用情報機関(以下「提携機関」という)に提供し、会員等に関する信用情報(本条第6項に定める情報をいいます。以下、本条において同じ。)を当該機関に照会すること、および照会により当社は当該機関に会員等および会員等の配偶者の信用情報が登録されている場合は当該信用情報の提供を受け、会員等の支払能力・返済能力の調査のために利用することに同意します。</p>								
2	2	2	2	<p>2.会員等(家族会員を除く)は、当該機関により定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、ならびに登録された情報が当該機関および提携機関の加盟会員に支払能力・返済能力に関する調査のため利用されることに同意します。</p>	<table border="1"> <tr> <td>当社が提供する 信用情報</td> <td>登録期間</td> </tr> <tr> <td>本規約の申し込みに係る 事実(本人を特定するた めの情報および申し込み の事実)</td> <td>当社が当該機関に照会し た日から6ヶ月間</td> </tr> <tr> <td>本規約に係る事実(本人 を特定するための情報お よび本規約に係る客観的 な取引事実)</td> <td>契約期間中および契約終 了後5年以内</td> </tr> <tr> <td>上記、本規約に係る事実 に債務の支払いを延滞し た事実が含まれる場合</td> <td>契約期間中および契約終 了後5年間</td> </tr> </table>	当社が提供する 信用情報	登録期間	本規約の申し込みに係る 事実(本人を特定するた めの情報および申し込み の事実)	当社が当該機関に照会し た日から6ヶ月間	本規約に係る事実(本人 を特定するための情報お よび本規約に係る客観的 な取引事実)	契約期間中および契約終 了後5年以内	上記、本規約に係る事実 に債務の支払いを延滞し た事実が含まれる場合	契約期間中および契約終 了後5年間
当社が提供する 信用情報	登録期間												
本規約の申し込みに係る 事実(本人を特定するた めの情報および申し込み の事実)	当社が当該機関に照会し た日から6ヶ月間												
本規約に係る事実(本人 を特定するための情報お よび本規約に係る客観的 な取引事実)	契約期間中および契約終 了後5年以内												
上記、本規約に係る事実 に債務の支払いを延滞し た事実が含まれる場合	契約期間中および契約終 了後5年間												
-	-	2	3	新設	<p>3.前項に定める「当社が提供する信用情報」は次のとおりです。</p> <p>会員等の本人を特定するための情報(氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等本人確認書類の記号番号等、住所、勤務先、勤務先電話番号、等)</p> <p>申込・契約内容に係る情報(契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数、等)</p> <p>支払い等に係る情報(請求額、入金額、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に に関する情報、等)</p>								
2	3	2	4	<p>3.会員等(家族会員を除く)は、本条第1項および前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、当該機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、当該機関および提携機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。</p>	<p>4.会員等は、当該機関が、当該機関および提携機関の加盟事業者による会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、信用情報を次のとおり利用することに同意します。</p> <p>(1)信用情報の確認、調査、名寄せ・合算、その他信用情報機関の業務を適切に実施するための処理</p> <p>(2)信用情報の分析等の処理およびそれに基づく数値等の情報の算出</p>								

ダイナースクラブカード/TRUST CLUBカード会員規約

■個人情報の取り扱いに関する同意条項および重要事項

2025年6月1日改定

現行 の条番	現行 の項目番	改定後 の条番	改定後 の項目番	現行	改定後
-	-	2	5	新設	5.会員等は、当該機関が、当該機関および提携機関の加盟事業者による会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、信用情報を加盟事業者へ提供すること、および本条第6項(1)に定める信用情報を、提携機関を通じてその加盟事業者へ提供することに同意します。
-	-	2	6	新設	6.会員等は、当該機関が、当該機関および提携機関の加盟事業者による会員等の支払能力・返済能力の調査に資することを目的に、次の信用情報を保有することに同意します。 (1)本条第2項により、当社を含め、当該機関の加盟事業者から提供を受けた情報 (2)当該機関が収集した(1)以外の情報 (3)当該機関が、保有する信用情報を分析等の処理を行い算出した数値等の情報、その関連情報
2	4	2	7	4.当該機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報および登録期間は以下のとおりです。また、当社が、新たに個人信用情報機関に加盟する場合には、別途、書面により通知し同意を得るものとします。なお、当該機関への加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、個人信用情報機関のホームページに記載されております。 株式会社シー・アイ・シー(CIC) https://www.cic.co.jp/ 【割賦販売法・貸金業法に基づく指定信用情報機関】 〒160-8375東京都新宿区西新宿1-23-7新宿ファーストウエスト15階 電話番号0120-810-414 登録される情報とその期間 (詳細については、当該機関のホームページなどでご確認ください。)	7.当該機関の名称、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。また、当社が新たに信用情報機関に加盟し、信用情報を利用・提供する場合には、別途、書面(電磁的記録を含みます。)により通知し同意を得るものとします。 株式会社シー・アイ・シー 【割賦販売法・貸金業法に基づく指定信用情報機関】 <u>お問い合わせ先:0570-666-414</u> ホームページアドレス: https://www.cic.co.jp/ ※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟事業者名、信用情報の利用目的および利用方法、同社が実施する「クレジット・ガイダンス」については、上記の同社のホームページをご覧ください。
2	5	2	8	5.当該機関と提携する個人信用情報機関は、以下のとおりです。なお、以下の提携機関に関するお問い合わせ等は、前項に記載の個人信用情報機関へ行うものとします。 (1)全国銀行個人信用情報センター(KSC) https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ 【主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関】 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 電話番号 03-3214-5020 (2)株式会社日本信用情報機構(JICC) https://www.jicc.co.jp/ 【貸金業法に基づく指定信用情報機関】 〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 電話番号 0570-055-955 ※CICは、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク(CRIN)を構築しており、当社は当該機関を経由してKSCおよびJICCの情報を利用しています。	8. <u>提携信用情報機関の名称、問い合わせ電話番号は、以下のとおりです。</u> (1)全国銀行個人信用情報センター(KSC) お問い合わせ先:03-3214-5020 ホームページアドレス: https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。 (2)株式会社日本信用情報機構(JICC) 【貸金業法に基づく指定信用情報機関】 お問い合わせ先:0570-055-955 ホームページアドレス: https://www.jicc.co.jp/ ※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟事業者名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。
2	6	-	-	6.上記 4.に記載されている当社が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は以下のとおりです。 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、等。契約の種類、契約日、契約額、貸付額、支払い回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。	削除